

平成14年(受)第846号

決 定

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成13年(ネ)第3301号謝罪広告等請求事件について、同裁判所が平成14年2月20日に言い渡した判決に対し、申立人から上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

1 本件のうち、申立人らの相手方全国朝日放送株式会

社に対する請求に関する部分を上告審として受理し、

その余の部分を上告審として受理しない。

2 前項の受理する部分に関する申立ての理由中、4を

除く部分を排除する。

3 第1項の受理しない部分に関する申立費用は申立人

らの負担とする。

理 由

申立ての理由によれば、本件のうち、申立人らの相手方全国朝日放送株式会社に対する請求に関する部分は、民訴法318条1項の事件に当たるが、その余の部分は、同項の事件に当たらない。また、受理する部分に関する申立ての理由中、4を除く部分は、重要でないと認められる。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

こ れ は 正 本 で あ る 。

平 成 1 5 年 6 月 2 6 日

最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷

裁 判 所 書 記 官 浦 原 英

